

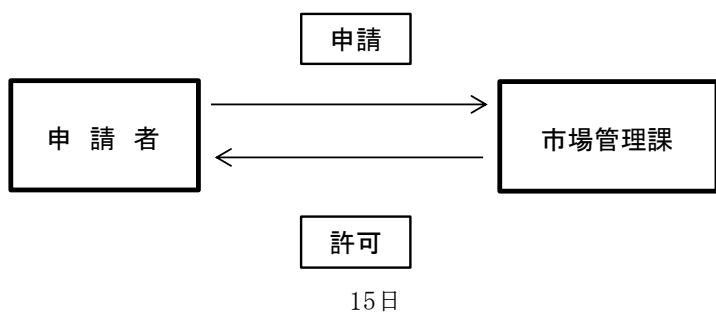
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 34

処 分 名	市場施設の用途変更等の許可	
処 分 の 概 要	松山市公設花き地方卸売市場の市場施設の用途変更等を許可する。	
根 抱 法 令 名	松山市公設花き地方卸売市場業務条例(平成22年条例第14号)	
条 項	第65条	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標準処理期間	計	15日
審査基準	未設定	
【根拠法令等】 松山市公設花き地方卸売市場業務条例 (用途変更、転貸等の禁止) 第65条 第63条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。